

ペットは家族の一員です

# 飼い主はマナーを守って

最近、動物の無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺の住民に迷惑を掛けないよう、責任を持って飼いましょう。



引き綱は短めに

## 犬の登録と狂犬病予防注射

登録(一生に1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

## 犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。人への危害や農作物の被害の原因となりますので、絶対にしないでください。

## 犬の散歩は引き綱を付けふんは持ち帰って

犬を散歩させるときは短い引き綱を付け、犬の急な動きを制御できる人が行いましょう。

排せつ物やブラッシングで抜けた毛は、飼い主の責任で必ず持ち帰りましょう。

## 猫は室内で飼う

また、犬が人をかんだとき(こ)う傷事故は、飼い主が保健所に届け出なければなりません。

ふん尿害など、他人への迷惑を防止できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることもできます。

## 捨て犬・捨て猫は禁止

捨て犬・捨て猫は保護されても、新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまいます。犬や猫を飼えなくなったときは、まず次の飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てたりせずに、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所、県動物愛護センターなどへ相談してください。

## 危険な動物の飼育は許可を受けて

猿・蛇・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。

また、動物が逃げ出すことのないように、施設の管理には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

## 最後まで責任を持つて

動物を捨てる時、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、100万円以下の罰金に処されます。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。

## 相談・手続きの窓口

○犬の登録に関する手続き…市環境衛生課(市役所2階・☎20・1531)

○こう傷事故の届け出・危険な動物の飼育許可…印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所(☎26・7231)

○犬猫の飼い主探しの相談・しつけ教室…県動物愛護センター(☎93・5711)、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所  
○ペットに関する各種相談…県動物保護管理協会(☎043・214・7814)、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所  
※くわしくは各問い合わせ先へ。